

栃木県国民健康保険運営方針（概要版）

令和2(2020)年12月
保健福祉部 国保医療課

1 基本的事項（第1章関係）

(1) 策定の趣旨

安定的な財政運営及び市町の国保事業の広域的・効率的な運営を推進

(2) 根拠規定 国民健康保険法第82条の2

(3) 対象期間 令和3(2021)年4月1日から令和6(2024)年3月31日の3年間

2 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し（第2章関係）

【国保医療費等の動向】

○被保険者数減少、若年層の減少

	H21(2009)	H30(2018)
被保険者数	610千人	473千人
64歳以下構成比	73%	57%

○年齢調整後1人当たり国保医療費の増

	H26(2014)	H30(2018)
年齢調整後 1人当たり国保医療費	300,463円	329,324円

(全国 354,341円)



5年後の将来推計

【国保医療費の将来見通し】

R2年度から5年後の推計値

	R2(2020)	R7(2025)
被保険者数	444千人	407千人
国保医療費	1,620億円	1,607億円

R2年度比 91.7%

R2年度比 99.2%

【国保財政の今後の見通し】

・1人当たり国保医療費の増加傾向、
推計国保医療費総額横ばい

→引き続き医療費適正化の取組を
進める

【財政収支の改善に係る取組】

①基本的な考え方

・財政収支の均衡を図り、決算補填等目的の法定外一般会計繰入を段階的に解消

②赤字解消・削減の取組

・5年程度の中期的目標等を定める等段階的な赤字削減・解消計画を策定

・県は、赤字市町ごとに決算補填目的等の法定外繰入額等の状況を公表 等

3 市町における保険税の標準的な算定方法に関する事項（第3章関係）

○納付金の算定方法



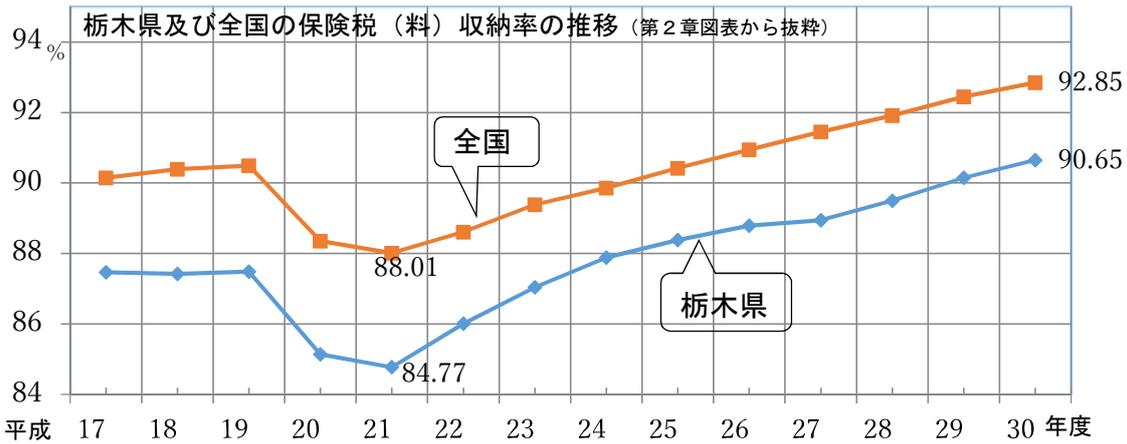
市町は、
納付金及び標準保険料率を参考に、保険税率を算定

○標準保険料率の算定

○保険税水準の統一に向けた検討

・将来的に保険税水準の統一を目指すこととし、県と市町は統一化の定義等について検討

4 市町における保険税の徴収の適正な実施に関する事項（第4章関係）



○収納率目標の設定

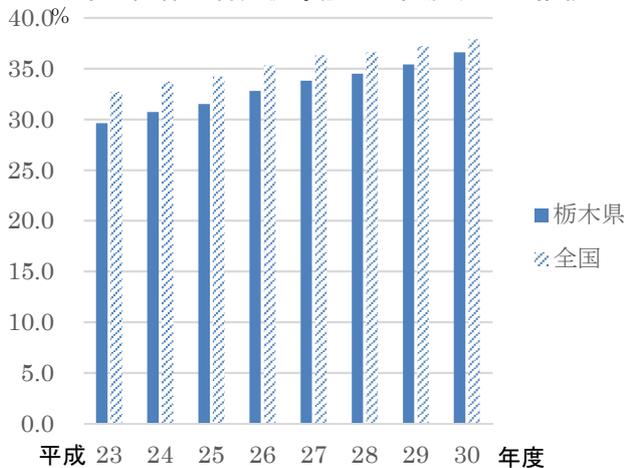
市町の被保険者数の規模に応じて現年度分の保険税収納率目標を設定

○収納率向上に向けた取組の推進

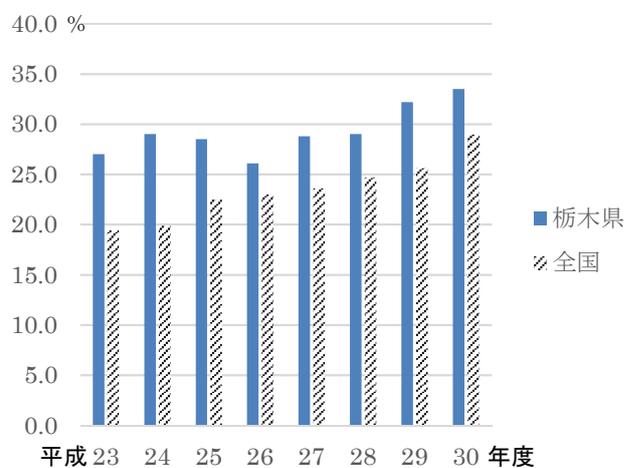
- ・徴収指導員等の派遣
- ・徴収指導員による全市町ヒアリング
- ・収納担当職員を対象とした研修会や各市町の勉強会
- ・市町、国保連合会と連携した、口座振替の勧奨を含めた納税にかかる広報、周知

5 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項（第6章関係）

市町国保 特定健康診査の実施状況の推移



市町国保 特定保健指導の実施状況



○特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上

- ・県は、好事例等の情報提供、受診勧奨方法等の検証を通じて、市町の取組を支援

○データヘルス計画の策定とPDCAサイクルに基づく効率的・効果的な保健事業の実施

○糖尿病等生活習慣病重症化予防に向けた取組の推進

○後発医薬品の安心使用の促進

○適切な受療行動の促進（重複・頻回受診、重複・多剤服薬者の是正）

○その他医療費適正化に向けた取組の推進

- ・国保データベースシステム等を活用し、市町の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を支援